

日医発第 751 号 (保 147)  
平成 19 年 11 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 19 年 11 月 2 日付け厚生労働省告示第 364 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、(1)薬事・食品衛生審議会医薬品部会に報告の上承認を受けた医薬品で、薬価基準に収載申請のあった医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分の新規格医薬品）（添付資料「2.」中、(参考)薬価基準告示の「報告品目」を参照）、及び(2)平成 19 年 7 月 17 日までに薬事法の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品 14 品目が、薬価基準の別表に第 22 部追補(18)として収載されたものであります。

今回、後発医薬品が収載されておりますが、平成 19 年 5 月 15 日付け医政発第 0515003 号・保発第 0515002 号（平成 19 年 6 月 1 日付け日医発第 230 号にてご連絡済み）により、平成 19 年度におきましては、7 月及び 11 月に後発医薬品の薬価基準収載を実施すること、また、6 月及び 12 月を標準として薬価基準に収載されておりました報告品目及び新キット製品についても、後発医薬品の薬価基準収載にあわせ、11 月にも薬価基準に収載することとなっていたところであります。

なお、今回、名称変更に伴い新名称として収載されました「(局)白色ワセリン「ヤクハン」」につきまして、旧名称の医薬品は今後、経過措置品目に移行する予定となっております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平 19. 11. 2 第 4701 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について  
(平 19. 11. 2 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔 告 示 〕

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部  
を改正する件(厚生労働三六四)

○厚生労働省告示第百六十四号  
 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき使用薬剤の薬価(薬  
 価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正する。  
 平成十九年十一月二日  
 厚生労働大臣 舩添 要一  
 別表に第22部として次のように加える。

品 名	追 補 第22部	薬 格 規 格	単 位	薬 価 単 位	薬 価 円
(あ) アシノン錠/5mg			/5mg 1錠		31.60
アシノン錠/150mg			150mg 1錠		51.40
(せ) セチリジン塩酸塩錠 5mg 「N P I」			5 mg 1錠		70.20
セチリジン塩酸塩錠 10mg 「N P I」			10mg 1錠		93.80
(て) テオフェリン小児用ドラインシロップ20%「J」			20% 1 g		56.40
品 名	注 射	薬 格	単 位	薬 価	円
(ひ) ビスルシジン静注用0.75g			(0.75g) 1瓶		567
ビスルシジン静注用1.5g			(1.5g) 1瓶		716
(ま) マグネピエスト			37.14%30mL 1瓶		16,890
(ら) ラニチジン注50mgシリンジ「N P」			50mg 2 mL 1筒		246
ラニチジン注100mgシリンジ「N P」			100mg 4 mL 1筒		350
(れ) レボホリチレート点滴静注用100mg「H K」			100mg 1瓶		7,900
レボホリチレート点滴静注用100mg「N P」			100mg 1瓶		7,900
レボホリチレート点滴静注用100mg「サワイ」			100mg 1瓶		7,900

品 名	外 用	薬 格 規 格	単 位	薬 価 単 位	薬 価 円
(せ) セボフルラン吸入麻酔液「メルケ」			1 mL		59.70
(は) 白色ワセリン「ヤクハン」			10g		16.80

事務連絡  
平成19年11月2日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成19年11月2日付厚生労働省告示第364号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

#### 記

##### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（注射薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) 平成19年7月17日までに薬事法の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬5品目、注射薬7品目、外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)、(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,535	4,192	2,771	37	15,535

( 参 考 )

## 薬価基準告示

No.	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)	備考
1	内用薬 アシノン錠75mg	ニザチジン	75mg 1錠	31.06	
2	内用薬 アシノン錠150mg	ニザチジン	150mg 1錠	51.40	
3	内用薬 セチリジン塩酸塩錠 5mg 「NPI」	塩酸セチリジン	5mg 1錠	70.20	後発医薬品
4	内用薬 セチリジン塩酸塩錠10mg 「NPI」	塩酸セチリジン	10mg 1錠	93.80	後発医薬品
5	内用薬 テオフィリン小児用ドライシロップ20% 「JG」	テオフィリン	20% 1g	56.40	後発医薬品
6	注射薬 ピスルシン静注用0.75g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(0.75g) 1瓶	567	後発医薬品
7	注射薬 ピスルシン静注用1.5g	スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム	(1.5g) 1瓶	716	後発医薬品
8	注射薬 マグネビスト	ガドベンテト酸メグルミン	37.14%30mL 1瓶	16,890	報告品目
9	注射薬 ラニチジン注50mgシリンジ 「NP」	塩酸ラニチジン	50mg 2mL 1筒	246	後発医薬品
10	注射薬 ラニチジン注100mgシリンジ 「NP」	塩酸ラニチジン	100mg 4mL 1筒	350	後発医薬品
11	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg 「HK」	レボホリナートカルシウム	100mg 1瓶	7,900	後発医薬品
12	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg 「NP」	レボホリナートカルシウム	100mg 1瓶	7,900	後発医薬品
13	注射薬 レボホリナート点滴静注用100mg 「サワイ」	レボホリナートカルシウム	100mg 1瓶	7,900	後発医薬品
14	外用薬 セボフルラン吸入麻酔液 「メルク」	セボフルラン	1mL	59.70	後発医薬品
15	外用薬 ㊦ 白色ワセリン 「ヤクハン」	白色ワセリン	10g	16.80	名称変更 ※

※今回、新名称医薬品が薬価基準に収載されたことに伴い、旧名称医薬品は今後、経過措置品目とされる予定です。